

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直し

1. 検討の背景

我が国においては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、平成 27 年 5 月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始、同年 11 月に創設され、本年 11 月に第 2 回年次会合が開催された ID5（意匠五庁会合）に基づく種々のプロジェクトの遂行、及び意匠法条約（DLT）の制定に向けた WIPO における検討の動向に照らし、意匠制度の運用について、国際協調を意識した見直しの必要性が高まってきている。

加えて、市場におけるデザインの重要性が増大し、模倣被害を防止しつつ、デザインによる自社ブランドの競争力を確保することが一層重要となっており、知的財産推進計画 2016 においても、我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行うこととされている¹。

そこで、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、国際協調を意識した、意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方向性について、早急に検討を行う必要がある。

2. 検討事項

本ワーキンググループにおいては、上記背景に照らした意匠制度の利便性の向上に係り、（1）意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用、（2）願書及び図面の記載要件、及び（3）参考図の取扱いの三点について検討を行う。

（1）意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための、意匠法第 4 条第 3 項に規定する証明する書面について、その証明方法、記載すべき事項、証明者等に関

¹ 知的財産戦略本部がまとめた「知的財産推進計画 2016」p. 60 「(2) 今後取り組むべき施策」の「世界最速・最高品質の審査の実現」の項中に以下の記載がなされている。
「(意匠制度・運用の見直しの検討)・我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、必要書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスへの対応の検討を進める一方、例えば、図面提出の一部省略など、手続の簡素化等に向けた検討を行う。(短期) (経済産業省)」

し、ユーザーから、日々問い合わせが寄せられている。また、当該証明者に関し、出願人自らが作成した証明書だけでも証明すべき事項が詳細に記載されていれば一定の証明力があるものとして取り扱うよう、運用改訂をすべきとの要望も寄せられている。

そこで、本ワーキンググループにおいては、当該運用につき、広くユーザーの意向を確認しつつ、意匠審査基準上、審査において必要となる項目を網羅的に整備し、それらの明確化を図ることとする。

(2) 願書及び図面の記載要件

平成 27 年 5 月に、我が国においてハーグ協定のジュネーブ改正協定が発効したことを受け、内外の出願人に対して意匠登録出願の手續に必要な時間やコストを抑えることで権利取得のための機会を十分に確保しつつも、実体審査を経て明確な意匠権を設定するために必要十分な、願書及び願書に添付する図面の記載要件とはどのようなものか、検討を行う。

また、同協定に基づき我が国を指定国とする国際出願（国際意匠登録出願）について、我が国と他国の図面等の記載要件の違いから、国際意匠登録出願の図面表現等が、現行の我が国意匠法施行規則の規定や、意匠審査基準にはそぐわない表現形式である場合も多い。こうしたケースについて、国際ルートの出願と国内ルートの出願に対する判断基準が、引き続き異ならないように留意しつつ、ユーザーの図面等の作成の負担をできるだけ軽減するべく検討を行うことに加え、平成 10 年意匠法改正により導入された種々の図面表現が既にユーザーの間に定着している状況、及び、コンピュータグラフィクスによる作図技術の発達等に照らし、現行の図面等記載要件について、国内出願、国際出願の別を問わず、出願意匠の開示の具体性を損なうことなく要件の緩和が可能な事項が無いか、検討を行う。

(3) 参考図の取扱い

意匠登録出願手續における参考図は、出願の意匠の理解を助けるために必要な場合に記載すべきものであるが、国内の意匠登録出願においては、出願の意匠（線図）の実施物（カラー写真）や形態を改変した意匠など、本来であれば別個の意匠として意匠登録出願すべき意匠についても、参考図の位置付けで一の意匠登録出願中に複数記載するような事例が多くなってきている。

参考図の取扱いについては、現状、意匠審査基準において明確な規定がないことから、ユーザーから、審査上の取扱いが不明確であるとの声が寄せられている。また、出願人が提出する参考図が種々広範なものに及ぶことから、審査においても、その取扱いを個別案件ごとに検討しなければならない状況となっている。

資料 3

上記状況に照らし、意匠審査における参考図の取扱いについて検討し、意匠審査基準上、その取扱いを明記することとする。

以上